

私たちは、持てる力を十分に発揮して、地域社会と中小企業の発展に貢献します。私たちは、中小企業に頼られる集団として、迅速丁寧な顧客第一主義に徹します。私たちは、常に知識技術を



事業主の皆様へ

平成28年12月20日
社会保険労務士法人 リヴル総研
代表社員 奥村 繁子

例年になく温かい年の瀬ですね。

皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうかお伺い申し上げます。さて今月は、弊社からのお知らせ、福井市若年者キャリアアップ助成金、雇用保険法・育児介護休業法の改正などをお知らせいたします。

SRP II を取得しました

マイナンバーの導入が本格的に開始されたのを受け、全国社会保険労務士会では社労士事務所のマイナンバー制度対応の支援策の一つとして、「社労士版特定個人情報保護評価書」を導入しました。

また、この「社労士版特定個人情報保護評価書」は土業で唯一の個人情報保護の認証制度「社会保険労務士個人情報保護事務所認定制度（SRP）」をマイナンバー制度に対応するために刷新された認証制度（SRP II）の審査項目の一つになっています。

リヴル総研ではいち早く情報セキュリティの向上に取り組み、この度SRP IIの認証を取得いたしました。

これは、平成28年12月現在福井県下で2事務所のみが取得しています。全国で600番目に取得いたしました。今後とも、皆様大切な個人情報を適切に管理いたします。ご安心してリヴル総研にお任せください。



『ともに働く』就労応援ふくい サポーター企業に登録

リヴル総研は、このたび『ともに働く』就労応援ふくいサポーター企業に登録いたしました。

障害のある生徒が一人でも多く社会自立を果たし笑顔で生活していけるよう、福井県教育委員会に協力してまいります。

SRP IIの認定書と サポーター企業の登録証は、リヴル総研のカウンターに置かれています。



研鑽開発し、知能集団を目指し、豊かな人生を築きます。私たちは、持てる力を十分に発揮して、地域社会と中小企業の発展に貢献



福井市若年者キャリアアップ助成金

35歳未満の福井市民の方を、正規雇用へ転換し、国のキャリアアップ助成金の支給が決定した福井市内の中小企業を対象に、福井市独自に助成金を交付します。

【交付対象となる事業主】①～④のすべてに該当する事業主

- ① 福井市内に雇用保険適用事業所を有すること（中小企業であること）
- ② 平成28年4月1日以降に福井市内事業所において対象労働者を有期契約労働者又は無期雇用労働者から正規雇用労働者に転換し引き続き6カ月間正規雇用していること
- ③ 対象労働者について国のキャリアアップ助成金（正社員化コースのうち有期契約労働者又は無期雇用労働者から正規雇用労働者への転換に限る。）の支給決定を受けていること
- ④ 市税の滞納がないこと

【対象労働者】

- ① 正規雇用転換時に35歳未満であること
- ② 福井市の住民であること



国の助成金の支給申請日から2か月以内に申請する必要があります。詳しくはリヴル総研へ。



年末年始の「医療機関」営業日のご案内

年末年始等、急な発熱など不調を感じた際に、どこの医療機関を受診するか困ることがあります。休日・夜間急患センターや在宅当番医などの情報が「福井県広域災害・救急医療情報システム」で案内されています。

ぜひご活用ください。

▼「福井県広域災害・救急医療情報システム」

<http://www.qq.pref.fukui.jp/qqport/kenmintop/>



体調に気を付けて、楽しい休暇を！



雇用保険が適用拡大されます

前回の所報でもお知らせいたしましたが、H29年1月1日より雇用保険の適用が拡大され、65歳に達した日以後、新たに雇用された労働者についても、雇用保険の加入要件(※)を満たせば、雇用保険の適用対象となります。なお、今回の適用拡大による65歳以上の保険者の方の雇用保険料は、平成31年度まで免除されます。

(※)1週間の所定労働時間が20時間以上かつ31日以上雇用の見込みがあること。

《届出についての注意事項、補足》

- ◎ 平成28年12月末までに雇用した65歳以上の労働者を、平成29年1月1日以降も継続して雇用する場合
⇒平成29年1月1日～平成29年3月31日までに「雇用保険被保険者資格取得届」を提出してください。(この場合の資格取得日は平成29年1月1日となります。)
- ◎ 平成28年12月末までに65歳以上の方を雇用しており、平成28年12月末までに退職した場合
⇒手続きは不要です
- ◎ 平成28年12月末までに65歳以上の方を雇用しており、平成29年3月31日までの届出をする前に退職した場合
⇒平成29年1月1日から退職までの間は雇用保険の被保険者となりますので、被保険者でなくなった日の翌日から10日以内に、「雇用保険被保険者資格喪失届」に「雇用保険被保険者資格取得届」も添えて提出して下さい



育児・介護休業法が改正

平成29年1月1日より、育児・介護休業法が改正されます。

- ①介護休業の分割取得
- ②介護休暇の取得単位の柔軟化
- ③介護のための所定労働時間の短縮措置等
- ④介護のための所定外労働の制限（残業の免除）
- ⑤有期契約労働者の育児休業の取得要件の緩和
- ⑥子の看護休暇の取得単位の柔軟化
- ⑦育児休業等の対象となる子の範囲

①～⑦については7月所報に詳しく記載しています。当社ホームページにバックナンバーがございますのでご覧ください。

<http://www.libresouken.com/>

⑧いわゆるマタハラ・パワハラなどの防止措置の新設

(現行)事業主による妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱は禁止
(改正内容)

- 上記に加え、上司、同僚からの、妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ等を防止する措置を講じることを事業主に新たに義務付け。
- 派遣労働者の派遣先にも「育児休業等の取得等を理由とする不利益取扱いの禁止」「妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ等の防止措置の義務付け」。

トピックス



配偶者控除は年収上限「150万円」に 税制改正大綱

自民・公明両党が来年度の税制改正大綱を決定しました。注目の配偶者控除の見直しについては、配偶者の年収上限を2018年1月から「150万円以下」に拡大し、150万円を超えても「201万円以下」であれば一定の控除を受けられるようになります。また、夫の年収が1,220万円を超える世帯は対象外となります。政府が年内に閣議決定を行い、来年の通常国会に関連法案を提出します。



雇用保険料率を0.6%に引き下げへ 平成29年度から

労働政策審議会が来年度の雇用保険制度改正案に関する報告書を承認し、来年度から3年間、雇用保険料率を0.2ポイント引き下げて0.6%となることが明らかになりました。来年の通常国会に関連法の改正案を提出する見通しです。



育児休業期間を「最長2年」に延長へ

労働政策審議会（雇用均等分科会）が「経済対策を踏まえた仕事と育児の両立支援について（案）」を示し、育児休業期間の「最長2歳まで」への延長が盛り込まれたことがわかりました。女性の離職を防ぐのがねらいで、来年の通常国会に育児・介護休業法改正案を提出して早ければ来秋にも実施される見通しです。

1年間お世話になり誠にありがとうございました。

よいお歳をお迎え下さい。



リヴル総研よりお知らせ

弊社の法人番号は6 2100 0500 9373です。

社会保険労務士法人リヴル総研

奥村繁子行政書士事務所

〒910-0347 福井県坂井市丸岡町熊堂3-7-1-19

T e l 0 7 7 6 - 6 8 - 1 6 0 0